

## **第3章 山形市工業の目指す姿**

### **1 基本理念**

### **2 基本方針等**

### **3 目標**

## 1 基本理念（計画推進における基本となる考え方）

- ・山形市工業は、業種的には食料品関連企業が多くを占めますが、全体的には突出した業種や企業は少なく、バランスの取れた産業構造となっています。
- ・山形市工業の礎である伝統工芸産業に裏打ちされた、高度な技術を保有している企業が多く、それは今後の競争の中で生き残っていく最大の武器となります。
- ・現在、山形市工業を取り巻く環境は厳しさを増し、今後もその傾向は続くものと推測されます。（長引く景気低迷、下請け体質が故の競合他社との競争激化など）
- ・活力ある社会の実現のためには、既存企業の強みを更にのばす支援策に加え、戦略性のある企業誘致策が重要であると考えます。工業の振興による働く場の創出は流出人口減（定住人口増）にもつながり、地元企業からの調達や、関連企業の進出につながり、地域の活性化が見込まれます。
- ・これまで検証した山形市工業の現状や抱えている課題を踏まえ、今後目指す姿を基本理念として掲げます。

高度な技術を持ち  
活力ある企業が集まるまち  
山形

## 2 基本方針等（基本理念に基づき推進する計画の具体的な方向性を示すもの）

基本理念に基づき、推進する計画の具体的な方向性を示す 4 つの基本方針を定め、それを実現するための基本施策、具体的支援策を次の通り定めます。

### 基本方針（1） 地場企業の育成とイノベーションの推進

- ・ 厳しい経済環境の中で本市経済が活性化するためには、既存工業団地の環境整備を継続し、整った事業環境の中で事業活動を展開していくことが必要となります。
- ・ 経営者の意識改革を進める施策を積極的に行うとともに、これまで取り組んできた経営基盤の強化のための金融支援策を引き続き行っていきます。
- ・ 地域企業の技術力を強化するため、技術開発・高品質化への取り組みや販路拡大などを支援し、地域企業の活性化を図ります。

### 基本施策① 企業の事業環境を整備します

- ア 工業団地内の環境整備や工業団地を構成する協同組合等への支援
- イ 経営アドバイスや融資制度の充実
- ウ 生産効率化を促進するための支援

### 基本施策② 競争に勝ち残るため、積極的にチャレンジする企業を支援します

- ア 新製品や新技術を開発する企業への支援
- イ 自社製品等を見本市等に出展する企業への支援
- ウ 海外市場へ進出しようとする企業への支援

## 基本方針(2) 新たな交流や連携による企業活動の活性化

- ・産学官や地域企業間の連携を促進するとともに、新たなネットワークの構築を支援し競争力の向上を図ります。
- ・U・I ターンの促進による人材の確保を図るために、企業と学生の交流・情報交換の場を提供し、企業が求める人材の確保を支援します。
- ・優秀な人材の確保、将来への事業継承などにつなげてくために、技術・技能取得を目指した研修事業に対する派遣を支援し、ものづくり産業における技術力の向上を図ります。
- ・次世代を担う小中学生および高校生に対して、各ステージでの人材育成を図るため、ものづくり教育の支援を行います。

## 基本施策③ 企業を中心とした様々なネットワークを構築します

- ア 大学等との産学官連携の推進
- イ 企業と学生との交流への支援

## 基本施策④ 人口減少時代に対応した人材育成・人材確保を支援します

- ア 技術研修等へ従業員を派遣する企業への支援
- イ 産学官連携を通じた人材確保への支援
- ウ 市内小中学生及び高校生に対するものづくり教育の支援

### 基本方針(3) 積極的な企業誘致と企業のPR

- ・地域産業の活性化に寄与する新たな産業を創出するため、誘致企業の立地先や市内既存企業の移転・拡充先として工業団地の開発・分譲を進めます。
- ・現在開発中の新産業団地（下樫沢地区：平成26年中分譲開始予定）については、本市に根付く様々な「ものづくり産業」との連携が図られ、地場産業の発展に貢献すると考えられる「自動車関連分野」「食品加工分野」「環境分野」「医療・健康分野」を誘致対象企業とし、新たな支援施策の創設も視野に入れながら、積極的な誘致活動を展開します。
- ・市内企業からの情報収集の機会を積極的に設け、市内工業の実情の把握に努めるとともに、先端技術、先進事例等の情報収集を行いながらトレンドを把握し、企業ニーズに対応した施策を実施していきます。
- ・国や県などの関係機関との連携を強化し、地域企業に対し情報を発信することにより、本市産業の活性化を図ります。

### 基本施策⑤ 工業団地を開発し、積極的な企業誘致を推進します

- ア 工業団地の開発・分譲
- イ 地の利を生かした積極的な企業誘致の推進
- ウ 情報収集活動の強化

### 基本施策⑥ 企業が欲する情報を提供し、特色ある企業をPRします

- ア 国県市等が実施する、企業が役立つ情報の発信
- イ 定期的な企業訪問を実施することでの企業ニーズの把握
- ウ ホームページ等を利用した市内企業のPR
- エ 企業と市民との交流への支援

#### 基本方針(4) 脈々と続く伝統工芸産業への支援

- ・山形市工業の技術水準の高さを維持してきた伝統工芸産業の従事者を顕彰し、今後の更なる伝承と発展を支援します。
- ・伝統工芸産業に関する情報を収集・整備し、観光施策・文化振興施策と連携を図り、伝統工芸産業の普及・啓発に努めるとともに、後継者の育成を支援します。
- ・地域外における営業拠点の整備や、製品を積極的に PR するなど、営業・販売力の強化支援に努め、伝統工芸産業の活性化を図ります。

#### 基本施策⑦ 本市工業の礎である伝統工芸産業を守ります

- ア 技術功労者褒賞
- イ 若年層への周知
- ウ 販路開拓と拡大への支援
- エ 後継者育成への支援
- オ 本市の伝統工芸産業としての位置づけの明確化

### 3 目標（新・山形市工業振興計画が目指すもの）

平成 20(2008)年秋の世界同時不況に加え、平成 23 年に発生した東日本大震災による需要の落ち込みの影響が大きく、現在もなおその影響が続いています。平成 24(2012)年末からの経済政策が一部で成果を発揮しているものの、その恩恵は本市を含む地方都市まで到達していないことから、景気上昇の波を着実に本市まで手繰り寄せ、根付かせることが重要です。

本計画の実施期間を 10 年程度と定め、平成 30 年までに統計指標を現在の下降基調から横ばい、上昇基調へと方向をかえ、平成 35 年の計画終期までに世界同時不況前（平成 19 年）の水準まで回復させ、上昇基調を維持させることを最終目標とします。

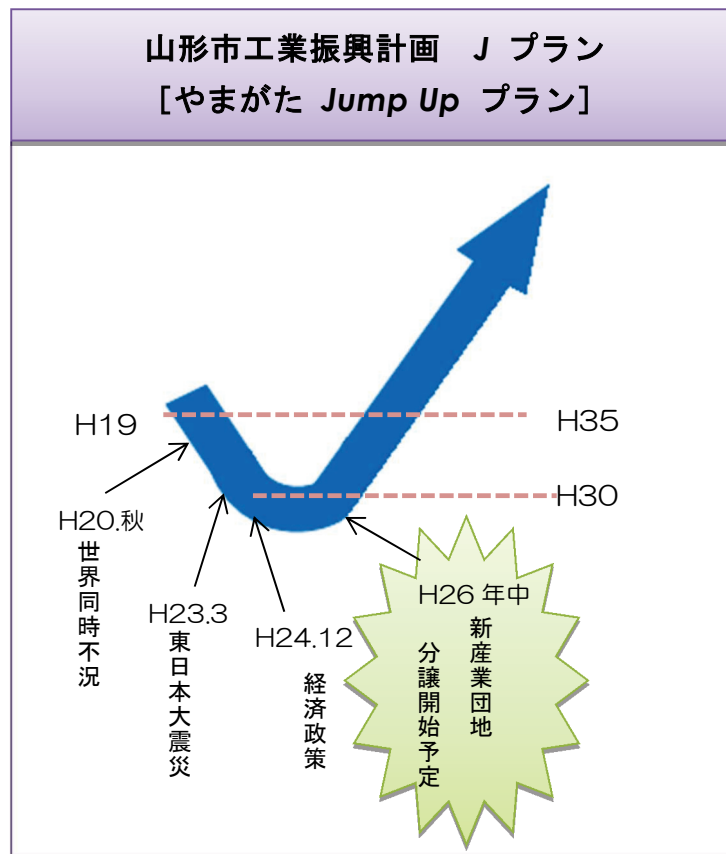


図 3-1 山形市工業振興計画 J プラン

表 3-1 山形市工業振興計画が目指す数値目標

年	事業所数 (所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (億円)
H19(2007)	479	13,272	2,471
世界同時不況(平成 20 年 秋)			
東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)			
H23(2011)	431	10,887	1,893
<b>H30(2018)</b>	<b>460</b>	<b>12,000</b>	<b>2,000</b>
<b>H35(2023)</b>	<b>500</b>	<b>15,000</b>	<b>2,500</b>



## **第4章 施策の展開**

### **1 基本方針と基本施策等**

### **2 施策の概要**

# 1 基本方針と基本施策等

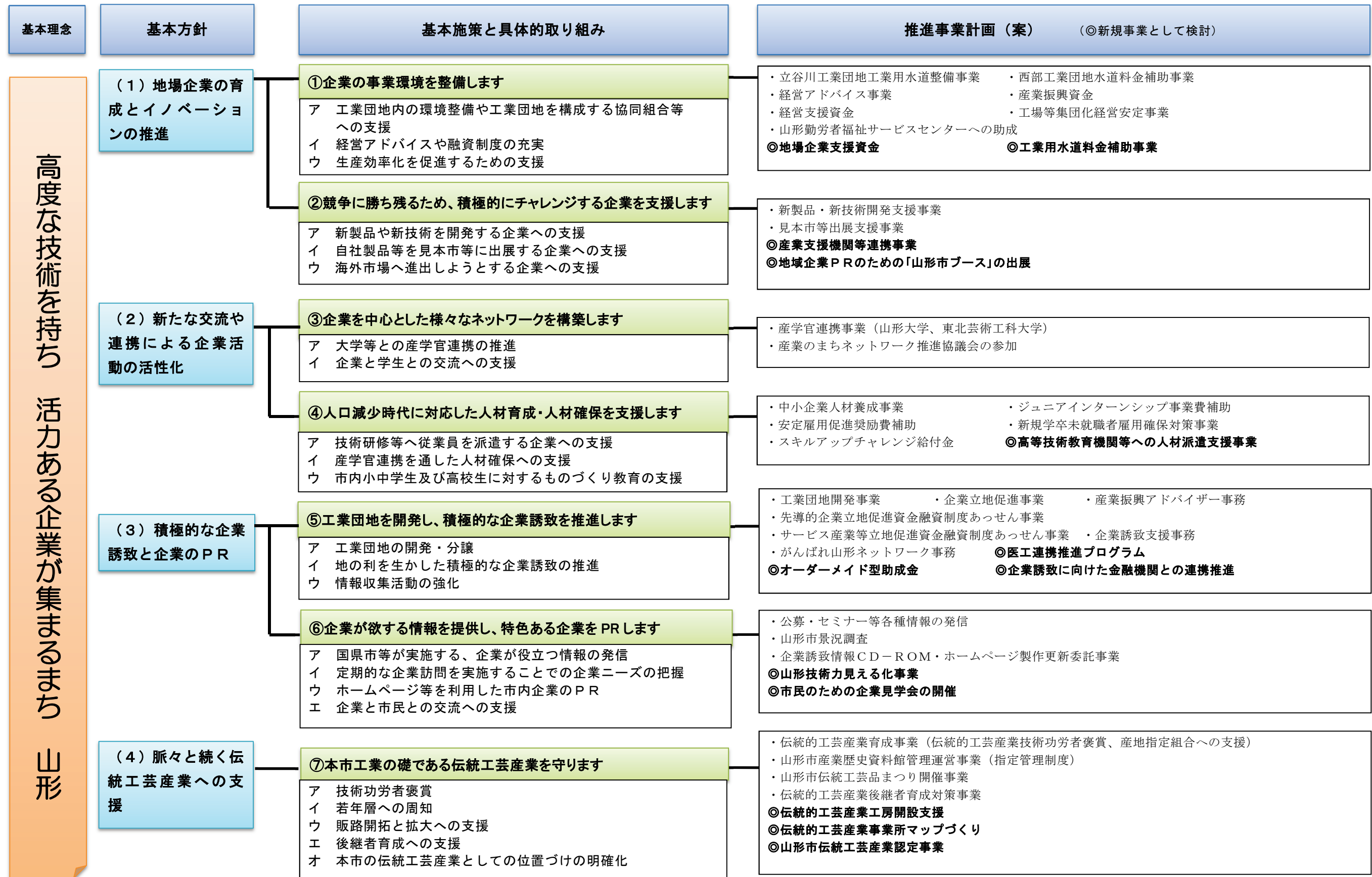


図 4-1 基本施策と基本方針

## 2 施策の概要

- ・ 本施策の概要は、本市の工業新振興のために前工業振興計画から引き続き実施していく事業に加え、前章「山形市工業の目指す姿」中に記載した数値目標を実現するため、新たに取り組んでいくべき新規事業計画（案）についてまとめたものであります。
- ・ 既存事業については、原則として平成 30 年度までに評価・見直し（拡充等）の検討を行うこととしますが、情勢に応じ、その都度事業の改善等を行い、時宜に応じた事業へと見直して実施していきます。
- ・ 新規事業については、記載の時期を目安に実施に向けた検討を開始することとしますが、情勢の変化に応じ、より事業実施効果が見込める事業に振り替えて検討を行い、実施していくことを妨げるものではありません。
- ・ これら、既存事業と新規事業を組み合わせることで、数値目標の達成、即ち基本理念である「高度な技術を持ち 活力ある企業が集まるまち 山形」の実現を目指すこととします。

## 基本方針（１） 地場企業の育成とイノベーションの推進

基本施策	推進事業	概要
①企業の事業環境を整備します	立谷川工業団地工業用水道整備事業	安価な工業用水を安定的に供給するため、工業用水道配水施設改修工事等について助成することにより、工業団地の基盤整備を図る。
	西部工業団地内企業水道料補助事業	市上水道に切り替えた団地内企業の負担の軽減及び経営環境の激変緩和を図り、団地内企業の経営の安定を目的とする。 ▶事業期間：平成 24～28 年度
	経営アドバイス事業	市内の中小企業者等が抱える経営課題に対応するため中小企業診断士による経営全般にわたるアドバイスを行なう
	山形市中小企業融資制度 (産業振興資金) (経営支援資金) (工場等集団化経営安定事業)	市内の中小企業者の経営基盤の強化及びその健全な発展を図るための資金の融資のあっせんを行なう。
	(◎地場企業支援資金)	<b>山形市内で長期にわたって事業を継続している企業が設備を更新する場合の資金の融資のあっせんについて検討を行なう。</b> ▶検討開始時期：平成 26 年度～
	山形勤労者福祉サービスセンターへの助成	中小企業等の福利厚生の実現を図り、働きやすい環境をつくるため、(一社)山形勤労者福祉サービスセンターへ助成を行う。
	◎工業用水の確保に対する支援	<b>新規に立地する企業等が行う工業用水の確保に対する支援制度の創設について検討を行う。</b> ▶検討開始時期：平成 26 年度～
②競争に勝ち残るため、積極的にチャレンジする企業を支援します	新製品・新技術開発支援事業	新製品・新技術の研究開発等を進めることにより、国内外における競争力を強化し、将来への飛躍を目指そうとする中小企業等を支援する。
	見本市等出展支援事業	自社製品及び技術等を国内外に紹介するために見本市や展示会等に出展する際、必要な経費の一部を補助し、販路拡大・販路開拓を促進する。

	◎産業支援機関等連携事業	<p>(独) 日本貿易振興機構 山形貿易情報センター等の産業支援機関と連携し、国外に売り込むための支援事業について検討を行う。</p> <p>▶検討開始時期： 平成 26 年度～</p>
	◎地域企業PRのための「山形市ブース」の出展	<p>複数の市内企業の製品及び技術等について、市および市内企業を効果的にPRできるように、見本市等において「山形市ブース」の出展について検討を行う。</p> <p>▶検討開始時期： 平成 26 年度～</p>

※ ◎は新規事業 (以下、同じ)

## 基本方針（２） 新たな交流や連携による企業活動の活性化

基本施策	推進事業	概要
③企業を中心とした様々なネットワークを構築します	産学官連携事業	地域企業と学術機関等が連携するシナジー効果により、新製品や新事業の創出などを生み出し、地域産業の活性化を図る。また、企業と学生の交流を推進する。
	産業のまちネットワーク推進協議会の参加	全国 25 の自治体で構成する「産業のまちネットワーク推進協議会」において交流を行い、他地域企業等との連携の強化、受注機会の拡大を図る。
④人口減少時代に対応した人材育成・人材確保を支援します	中小企業人材養成事業	中小企業者がその従業員を技術習得等のために関係機関に派遣する際に、経費の一部を補助し、人材養成を支援する。
	ジュニアインターンシップ事業費補助	就業を希望する高校 2 年生を対象に、就業のためのセミナー・面談会・総合相談・職業適性診断の開催、及び、職場体験等を実施する。
	安定雇用促進奨励費補助	非正規雇用から正社員に採用等を行った事業主に対して、奨励費として補助金を交付する。
	新規学卒未就職者雇用確保対策事業	未就職で卒業した者の雇用の場を市役所臨時職員として一時的に確保するとともに、内定を目指した支援を実施する。
	スキルアップチャレンジ給付金	教育訓練講座を受講修了した求職中の市民に対して、受講料の一部を助成し、就職に必要な技能習得を支援する。
	◎高等技術教育機関等への人材派遣支援事業	企業内訓練校や職業能力開発専門校等に中長期にわたって社員を派遣する際にかかる費用について、一部を支援する制度について検討を行う。 ▶ 検討開始時期：平成 26 年度～

### 基本方針（3） 積極的な企業誘致と企業のPR

基本施策	推進事業	概要
⑤工業団地の開発・分譲	工業団地開発事業	誘致企業及び市内既存企業が移転・拡充を行う際の受け皿として、必要な規模の工業用地の確保等について引き続き検討を行う。
	企業立地促進事業	産業団地への立地企業に対する助成のほか、工場の増設や設備の増設等に対する助成制度を拡充する。
	先導的企業立地促進資金融資制度あっせん事業	市内の蔵王産業団地、蔵王みはらしの丘、立谷川・立谷川西工業団地、西部工業団地へ立地する企業に対し、県と協調し、融資のあっせんを行う。
	サービス産業等立地促進資金融資制度あっせん事業	市内のアルカディアソフトパーク山形へ立地する企業に対し、県と協調し、融資のあっせんを行う。
	産業振興アドバイザー事務	首都圏における産業界の状況をタイムリーに得るとともに、市の産業施策について幅広く意見をいただき、産業施策に活かす。
	企業誘致支援事務	民間活力を活用し、企業誘致活動をより効率的に行うとともに、業界紙等へ産業団地の広告を掲載し、広くPRを図る。
	がんばれ山形ネットワーク事務	山形市と縁のある首都圏で活躍する経済人で組織するネットワーク。首都圏の経済状況等の情報提供と、産業施策へのアドバイス等をいただき、山形市の産業施策へ活かす。
	◎オーダーメイド型助成金	新たなビジネスへの参入を目指す企業や誘致企業の要望に基づき、必要となる事業費（既存事業では対応できなかった事業費）の助成について検討を行う。 ▶検討開始時期：平成26年度～
◎医工連携推進プログラム	山形大学医学部を中心とした医療と工業の連携による産業集積を目指すため、推進体制の確立、医工連携プロジェクトへの助成制度の創設を検討し、最終的には医療や医工連携に資する企業等の誘致につなげる。 ▶検討開始時期：平成26年度～	

	◎企業誘致に向けた金融機関との連携推進	金融機関東京支店と連携し、各行の取引企業との懇談会等の機会を捉え、企業誘致やその他山形市のトップセールスの実践について検討を行う。 ▶検討開始時期：平成26年度～
⑥企業が欲する情報を提供し、特色ある企業をPRします	公募・セミナー等各種情報の発信	国、県、関係機関との連携を強化し、各種情報を発信し、地域産業の活性化を図る
	山形市景況調査	定期的に市内企業を訪問し、企業ニーズ、現況等の把握に努める。
	企業誘致情報 CD-ROM・ホームページ制作更新委託事業	企業情報、立地環境をデータベース化し、企業の取引拡大と、企業誘致のPRとしてホームページを整備する。併せてCD-ROMを制作し、展示会等で配布する等PRに利用する。
	◎山形技術力見える化事業	技術力を旗印とした山形ブランドを掲げるため、山形市内の高度な技術力の見える化を図り、企業のPRにつなげることを検討する。 ▶検討開始時期：平成26年度～
	◎市民のための企業見学会	市民の産業に対する理解を深めることを目的に、企業と連携して見学会を実施することについて検討を行う。 ▶検討開始時期：平成26年度～



## 基本方針（４） 脈々と続く伝統工芸産業への支援

基本施策	推進事業	概要
⑦本市工業の 礎である伝統 工芸産業を守 ります	伝統的工芸産業育成事業	伝統的工芸産業技術功労者褒賞制度、産地組合への補助支援等により、伝統工芸産業の活性化を図る。
	山形市産業歴史資料館管理運営事業	指定管理制度により、山形鋳物を中心とした伝統工芸品を展示した資料館を運営し、伝統工芸品の周知を図る。
	山形市伝統工芸品まつり開催事業	伝統工芸品の魅力を広く紹介・周知することにより、更なる販路拡大と伝統工芸産業の振興を図る。
	伝統的工芸産業後継者育成対策事業	後継者育成を行う際の育成経費の一部を補助し、伝統工芸産業の活性化と後継者育成を支援する。
	◎伝統的工芸産業工房開設支援	事業者が市内に伝統的工芸産業の工房を開設する際、その開設費用の一部を補助する制度について検討を行う。 ▶検討開始時期：平成26年度～
	◎伝統的工芸産業事業所マップづくり	観光客向けに伝統的工芸産業の製品を購入できる事業所マップ作成について検討を行う。 ▶検討開始時期：平成26年度～
	◎山形市伝統工芸産業認定事業	国指定の伝統的工芸品のほか、山形市に古くから伝わる地場産業のうち一定の要件を満たすものを「やまがた工芸（仮称）」として認定し、販路拡大等の支援を行う制度について検討を行う。 ▶検討開始時期：平成26年度～



## **第5章 施策の推進**

### **1 推進のための役割**

### **2 実現に向けた推進体制**

## 1 推進のための役割

この計画を推進するためには、各企業が主体的に活動することはもちろんのことではありますが、加えて国、山形県、山形市、経済団体、産業支援機関、教育・試験研究機関及び金融機関などと相互に連携・協力しながら、それぞれの役割を認識し、その責務を果たしながら取り組んでいくことが必要です。

### (1)市の役割

#### ●工業振興施策の実行

本市工業の発展に向け、本計画に位置付けられた工業振興施策を着実に推進するとともに、社会情勢、経済情勢、事業者ニーズ等を的確に把握したうえで、施策の見直し、新規事業の立案等を行っていきます。

#### ●円滑な工業振興政策実行のための調整

工業振興施策を円滑に実行し、事業者等の積極的な事業活動が円滑に行えるよう、庁内各課との調整、情報交換を行います。また、庁内のみならず、国、県等の行政機関、民間事業者と良好かつ緊密な関係を築き、工業振興施策への積極的な協力を求め、事業推進において制度等の充実に努めます。

### (2)事業者の役割

#### ●本市経済の主体としての認識

工業活動の主役である事業者は、企業経営に伴う様々な活動が、本市経済またはまちづくりに直接的・間接的につながっていることを再認識することが必要となります。市が行う工業施策等に積極的に協力することが求められます。

#### ●目標を達成するための自助努力

自主的な取り組みにより既存事業の磨き上げを行い、明確な企業目標を掲げ、目標達成のため、自助努力が必要となります。

### (3)大学・研究機関等の役割

#### ●人材育成

企業の求める優れた人材を輩出するため、人材育成について積極的な推進に努めます。

#### ●技術支援・連携

研究・技術開発に係る支援についてメインとなることから、連携を図りながら企業からの経営的課題・技術相談・研究開発相談の支援に努めます。企業ニーズを把握し、大学・研究機関が持つ様々なノウハウや人的ネットワークを企業に提供することにより、新技術の促進を図ります。

### (4)金融機関の役割

#### ●各機関からの情報収集

金融機関が集めた情報等を基に、事業者の意欲ある取組みについて、産学官への情報提供及び助言等を行い、各機関の連携を促進するよう努めます。

#### ●円滑な資金支援

事業者の事業活動に対して、適切な助言等を行うとともに、事業資金の不足の解消に向け、事業者の利便の増進を図り、資金を十分に供給するよう努めます。

### (5)市民の役割

#### ●工業活動への理解

工業の振興・事業者の経済活動が市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することについて、その理解に努めます。

#### ●工業振興への参画

市内事業者の製品・技術の利用・直接的な消費や PR などを通じて、工業振興に関する活動への参画に努めます。

## 2 実現に向けた推進体制

本市工業振興のための取組みを、効果的・効率的に推進するためには、行政、大学等研究機関、各支援機関等の情報交流、意見交換とともに、連携の強化が必要になります。今後は、各機関の施策の実施状況、課題等を踏まえながら、施策の推進に取り組んでいくものとします。

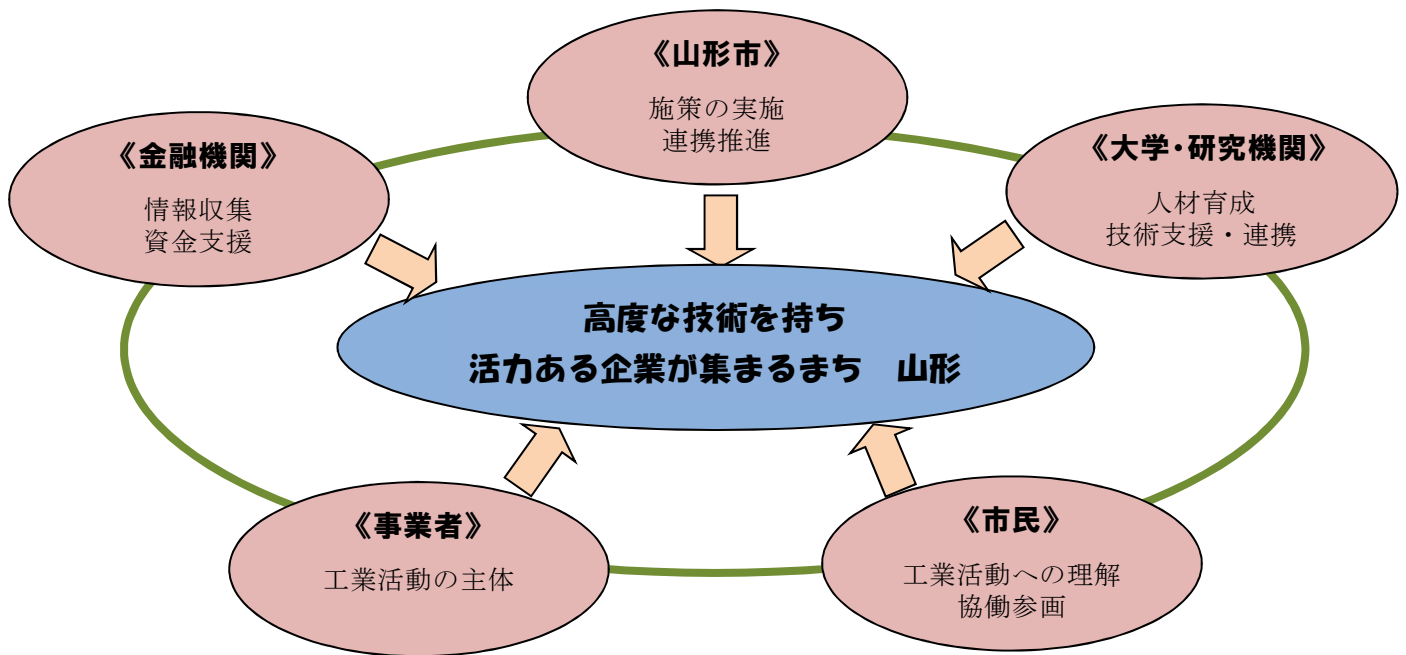


図 5-1 山形市工業振興計画の推進体制

# 参 考 资 料

---

## ■資料出典

【山形市 企画調整課】山形市年次別年齢別人口（H元～H6）

【山形市 財政部】税務の概要（H元～H25年度版）

【山形県 統計企画課】平成24年 山形県社会的移動人口調査結果報告書（H7～H24）

【経済産業省】工業統計（H元～H23）

【総務省】経済センサス（平成21年、24年）

日本再興戦略 - JAPAN is BACK - （平成25年6月14日）

山形県産業振興プラン（平成23年3月、山形県）

山形市工業振興計画（平成6年3月、山形市）

山形市工業振興計画 概要版（平成6年3月、山形市）

新産業団地開発基本計画（平成25年3月、山形市）

やまがたの歴史（昭和55年、山形市）

山形市史（山形市）

図説 山形の歴史と文化（平成16年、山形市教育委員会）



■産業分類（平成20年調査以降の産業分類）

<b>食料品製造業</b>	<b>窯業・土石製品製造業</b>
畜産食料品、水産食料品、野菜・果物缶詰、調味料、糖類、精穀・製粉、パン・菓子、動植物油脂 他	ガラス、セメント、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素・黒鉛、研磨材、骨材・石工品 他
<b>飲料・たばこ・飼料製造業</b>	<b>鉄鋼業</b>
清涼飲料、酒類、茶・コーヒー、製氷、たばこ、飼料・有機質肥料	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材、表面処理鋼材、鉄素形材 他
<b>繊維工業</b>	<b>非鉄金属製造業</b>
製糸業・紡績業・化学繊維、織物業、ニット生地、染色整理、網・網・レース、外衣・シャツ、下着類、和装製品 他	第1次製錬・精製業、第2次製錬・精製業、圧延業、電線・ケーブル、素形材 他
<b>木材・木製品製造業（家具を除く）</b>	<b>金属製品製造業</b>
製材業・木製品 造作材・合板、木製容器 他	ブリキ缶、洋食器・刃物、暖房装置、建設用、金属素形材、金属線、ボルト・ナット 他
<b>家具・装備品製造業</b>	<b>はん用機械器具製造業</b>
家具、宗教用具、建具 他	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、一般産業用 他
<b>パルプ・紙・紙加工品製造業</b>	<b>生産用機械器具製造業</b>
パルプ、紙、加工紙、紙製品、紙製容器 他	農業用機械、建設機械、繊維機械、生活関連、基礎素材、金属加工機械、半導体・FPD 他
<b>印刷・同関連業</b>	<b>業務用機械器具製造業</b>
印刷業、製版業、製本業・印刷物加工業、印刷関連サービス業	事務用機械、サービス・娯楽用、計量器・測定器等、医療用機械、光学機械・レンズ、武器
<b>化学工業</b>	<b>電子部品・デバイス・電子回路製造業</b>
化学肥料、無機化学製品、有機化学製品、油脂加工製品、医薬品、化粧品・歯磨 他	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品 他
<b>石油製品・石炭製品製造業</b>	<b>電気機械器具製造業</b>
石油精製業、潤滑油、コークス、舗装材料 他	発電・送電・配電・産業用、産業用、民生用、電球・電気照明器具、電池、電子応用装置、電気計測器 他
<b>プラスチック製品製造業</b>	<b>情報通信機械器具製造業</b>
プレート・棒・管・継手、フィルム・シート、工業用プ、発砲・強化プ、プ成形材料 他	通信機械、映像・音響機械、電子計算機
<b>ゴム製品製造業</b>	<b>輸送用機械器具製造業</b>
タイヤ・チューブ、履物、ベルト・ホース 他	自動車、鉄道車両、船舶、航空機、産業用運搬車両 他
<b>なめし革・同製品・毛皮製造業</b>	<b>その他の製造業</b>
なめし革、工業用革製品、履物用材料、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮 他	貴金属・宝石、装身具・装飾品、時計、楽器、がん具・運動用具、ペン・鉛筆、漆器、畳等生活雑貨 他

■主な変更点

①平成 14 年以降

電気機械器具製造業

→ (分割) 電気機械器具 + 情報通信機械器具 + 電子部品・デバイス製造業

②平成 20 年以降

繊維工業 + 衣服・その他の繊維製品製造業 → (統合) 繊維工業

一般機械器具製造業 → (分割) はん用 + 生産用 + 業務用機械器具製造業